



発行 新潟県

第2号

平成30年1月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

12 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）

公 告

予算の公表（財政課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

教育委員会規則

1 新潟県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

告 示

◎新潟県告示第12号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年1月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	7者	若山178番2ほか240筆 20.0ha
新発田市	14者	宮古木下島472番ほか201筆 16.5ha
阿賀野市	5者	新保巻623番1ほか73筆 6.9ha
胎内市	2者	柴橋新江川1848番ほか8筆 2.4ha
聖籠町	5者	真野三枚橋833番ほか41筆 3.4ha
新潟市	92者	北区内島見一番割1040番1ほか1,470筆 108.2ha
三条市	7者	鬼木6223番ほか32筆 5.3ha
燕市	4者	東太田頭無71番ほか194筆 19.7ha
田上町	1者	田上47番ほか21筆 1.4ha
見附市	4者	新潟東町148番1ほか41筆 6.2ha
魚沼市	2者	中家欠下1379番2ほか16筆 1.4ha
南魚沼市	3者	名木沢111番1ほか34筆 2.0ha
十日町市	1者	上新井604番1ほか1筆 0.4ha
上越市	1者	頸城区手島南割5272番ほか6筆 1.8ha
糸魚川市	1者	梶屋敷柿ノ木527番 0.2ha
佐渡市	18者	新穂瓜生屋324番1ほか99筆 15.9ha
合 計	167者	2,493筆 211.7ha

2 申請年月日

平成29年12月22日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

公 告

予算の公表について（公告）

平成29年12月22日新潟県議会において議決された平成29年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成30年1月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

平成29年度新潟県一般会計補正予算

平成29年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ869,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,276,411,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入						
款	項	補正前の額	補正額	計		
		千円	千円	千円		
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	4,683,824	△ 1,258	4,682,566		
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	152,190,178	403,382	152,593,560		
	第2項 国庫補助金	29,571,468	236,179	29,807,647		
		119,128,634	167,203	119,295,837		
第12款 繰入金	第2項 基金繰入金	26,086,535	△ 610,000	25,476,535		
		23,700,648	△ 610,000	23,090,648		
第13款 諸収入	第5項 受託事業収入	158,014,536	6,490	158,021,026		
	第6項 収益事業収入	9,576,448	△ 2,228	9,574,220		
		3,582,306	8,718	3,591,024		
第14款 県債	第1項 県債	287,252,000	1,071,000	288,323,000		
		287,252,000	1,071,000	288,323,000		
歳 入	合 計	1,275,542,257	869,614	1,276,411,871		

2 歳 出		補正前の額	補正額	計
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	千円 1,420,343	千円 △ 20,302	千円 1,400,041
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	28,861,253	65,899	28,927,152
	第2項 政 務 管 理 費	4,351,553	△ 27,017	4,324,536
	第3項 総 務 統 計 調 査 費	13,671,008	31,536	13,702,544
	第4項 徴 収 費	490,627	2,280	492,907
	第5項 市 町 村 振 興 費	7,097,048	48,629	7,145,677
	第6項 選 挙 費	1,439,101	7,804	1,446,905
	第7項 人 事 委 員 会 費	1,410,540	815	1,411,355
	第8項 監 査 委 員 会 費	153,791	△ 2,425	151,366
		247,585	4,277	251,862
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	7,857,231	△ 39,050	7,818,181
	第2項 防 災 費	2,373,778	△ 26,877	2,346,901
	第3項 環 境 企 画 費	3,127,843	△ 21,511	3,106,332
	第4項 環 境 対 策 費	525,460	20,581	546,041
	第5項 廃 棄 物 対 策 費	352,265	△ 4,255	348,010
		1,477,885	△ 6,988	1,470,897

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	168,960,443	34,224	168,994,667
	第2項 国保・福祉指導費	24,117,248	69,957	24,187,205
	第3項 医師業務費	48,643,580	16,313	48,659,893
	第4項 医師・看護職員確保対策費	5,624,251	21,519	5,645,770
	第5項 高齢福祉保健費	1,602,388	2,356	1,604,744
	第6項 健康対策費	39,526,668	19,479	39,546,147
	第7項 生活衛生費	6,249,989	7,739	6,257,728
	第8項 障害者福祉費	3,434,362	△ 14,734	3,419,628
	第9項 児童家庭費	19,645,768	△ 150,196	19,495,572
	第10項 少子化対策費	2,449,193	61,126	2,510,319
		17,666,996	665	17,667,661
第5款 労働費	第1項 労働委員会費	3,025,816	32,853	3,058,669
	第2項 労働政策雇用費	128,664	△ 746	127,918
	第3項 職業能力開発費	634,990	6,369	641,359
		2,262,162	27,230	2,289,392
第6款 産業費	第1項 産業政策費	134,461,384	238,230	134,699,614
	第2項 産業振興費	119,396,119	△ 13,243	119,382,876
	第3項 商業・地場産業振興費	1,586,087	249,425	1,835,512
	第4項 産業立地費	335,576	△ 625	334,951
	第5項 観光費	10,990,987	△ 5,586	10,985,401
		2,152,615	8,259	2,160,874

第7款 農 林 水 産 業 費	第1項 農 業 費 第2項 地 域 農 業 費 第3項 農 産 園 推 進 費 第4項 経 営 普 及 費 第5項 食 品 流 通 費 第6項 畜 産 業 費 第7項 水 産 業 費 第8項 林 業 費 第9項 農 地 管 理 費 第10項 農 地 基 盤 整 備 費 第11項 農 地 計 画 費	85,919,486 4,169,331 9,422,007 1,658,188 3,800,454 413,931 979,403 3,787,400 14,565,189 5,697,792 39,835,234 1,590,557	490,497 8,015 10,064 14,631 88,353 15,842 7,586 45,927 150,740 △ 15,582 160,129 4,792	86,409,983 4,177,346 9,432,071 1,672,819 3,888,807 429,773 986,989 3,833,327 14,715,929 5,682,210 39,995,363 1,595,349
第8款 土 木 費	第1項 土 木 管 理 費 第2項 道 路 橋 梁 費 第3項 河 川 海 岸 費 第4項 砂 防 費 第5項 都 市 計 画 費 第6項 建 築 費 第7項 交 通 策 費 第10項 空 港 費	152,967,585 11,133,417 62,797,623 25,576,315 14,963,610 6,468,582 17,652,108 3,225,107 1,062,851	1,105,754 33,010 25,823 362,740 621,000 △ 1,551 26,773 33,129 4,830	154,073,339 11,166,427 62,823,446 25,939,055 15,584,610 6,467,031 17,678,881 3,258,236 1,067,681
第9款 警 察 費		50,777,486	45,812	50,823,298

第10款	教育費	第1項 警察管理費	47,252,641	45,812	47,298,453
		第1項 教育費	186,328,200	△ 1,191,617	185,136,583
		第2項 小中学校総務費	9,573,140	7,664	9,580,804
		第3項 高等中学校費	90,225,855	△ 1,061,032	89,164,823
		第4項 特別支援学校費	51,269,885	△ 111,809	51,158,076
		第8項 私学教育振興費	17,316,269	△ 17,574	17,298,695
			10,056,591	△ 8,866	10,047,725
第11款	災害復旧費	第1項 農林水産施設災害復旧費	18,627,130	107,314	18,734,444
		第2項 土木施設災害復旧費	5,283,964	38,406	5,322,370
			13,300,529	68,908	13,369,437
歳	出	合計	1,275,542,257	869,614	1,276,411,871

第2表 債務負担行為補正 1 追加		項	期	間	限	度	額	説	明
		県税徴収金収納データー等作成業務委託契約	平成30年度から 平成35年度まで				27,878千円		
		新潟県民会館管理協定	平成30年度から 平成34年度まで				965,366千円		
		県営漁港災害復旧工事請負契約	平成30年度				20,000千円		
		県営漁港維持補修工事請負契約	平成30年度				2,000千円		
		県営漁港整備工事請負契約	平成30年度				5,000千円		
		県営漁港調査委託契約	平成30年度				10,000千円		
		土砂災害緊急治山事業工事請負契約	平成30年度				20,000千円		
		土砂災害緊急治山工事調査委託契約	平成30年度				10,000千円		
		一般国道290号道路改築工事請負契約	平成30年度				30,000千円		
		一般国道345号道路改築工事請負契約	平成30年度				40,000千円		
		一般国道353号道路改築工事請負契約	平成30年度				80,000千円		

一般国道403号五社川橋上部工事請負契約	平成30年度	100,000千円
県道島見新発田線緊急地方道路整備工事請負契約	平成30年度	50,000千円
県道向山西山停車場線緊急地方道路整備工事請負契約	平成30年度	10,000千円
県道大潟高柳線緊急地方道路整備工事請負契約	平成30年度	40,000千円
県道佐渡一周線緊急地方道路整備工事請負契約	平成30年度	52,000千円
28号線緊急地方道路整備工事請負契約	平成30年度	23,000千円
東泉田地区総合流域防災(砂防)工事請負契約	平成30年度	25,000千円
芦谷地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約	平成30年度	65,000千円
奥只見レクリエーション都市公園管理協定	平成30年度から 平成34年度まで	583,720千円
跨線橋点検委託契約	平成30年度	70,000千円
災害防除施設工事請負契約	平成30年度	150,000千円
道路改良工事請負契約	平成30年度	110,000千円
緊急地方道路整備工事請負契約	平成30年度	797,000千円
通常砂防工事請負契約	平成30年度	111,000千円

火山砂防工事請負契約	平成30年度	50,000千円
総合流域防災(砂防)工事請負契約	平成30年度	120,000千円
地すべり対策工事請負契約	平成30年度	30,000千円
地すべり対策工事調査委託契約	平成30年度	148,800千円
急傾斜地崩壊対策工事請負契約	平成30年度	30,000千円
緊急地方道路整備(街路)工事請負契約	平成30年度	63,200千円
街路整備工事請負契約	平成30年度	280,000千円
公園整備工事請負契約	平成30年度	300,000千円
土木施設等環境整備対策工事請負契約	平成30年度	70,500千円
道路維持調査委託契約	平成30年度	37,000千円
道路維持管理工事請負契約	平成30年度	200,000千円
道路維持管理委託契約	平成30年度	510,000千円
奥只見シルバークライン維持管理委託契約	平成30年度	35,000千円
弥彦山・七浦道路維持管理工事請負契約	平成30年度	7,000千円

舗装道維持修繕工事請負契約	平成30年度	141,000千円
道路改築整備工事請負契約	平成30年度	300,000千円
地域づくり基盤道路整備工事請負契約	平成30年度	400,000千円
防災・防雪施設維持修繕工事請負契約	平成30年度	10,000千円
道路安全施設工事請負契約	平成30年度	461,000千円
道路改善工事請負契約	平成30年度	146,000千円
道路防災対策工事請負契約	平成30年度	50,000千円
舗装道補修工事請負契約	平成30年度	736,000千円
防災・防雪施設補修工事請負契約	平成30年度	30,000千円
道路除雪付帯工事請負契約	平成30年度	234,000千円
道路融雪施設補修工事請負契約	平成30年度	300,000千円
道路融雪施設管理工事請負契約	平成30年度	63,000千円
河川調査委託契約	平成30年度	80,000千円
防災情報施設保守点検業務委託契約	平成30年度	55,000千円

河川維持工事請負契約	平成30年度	319,000千円
河川維持流量観測委託契約	平成30年度	3,000千円
河川海岸巡視委託契約	平成30年度	76,000千円
河川施設補修工事請負契約	平成30年度	50,000千円
河川整備工事請負契約	平成30年度	60,000千円
海岸維持工事請負契約	平成30年度	5,000千円
海岸施設補修工事請負契約	平成30年度	70,000千円
海岸整備工事請負契約	平成30年度	3,000千円
ダム堆砂測量委託契約	平成30年度	10,000千円
ダム流木処理業務委託契約	平成30年度	4,000千円
ダム堆積土浚渫委託契約	平成30年度	9,000千円
災害関連緊急調査委託契約	平成30年度	7,000千円
砂防工事請負契約	平成30年度	35,000千円
土砂災害・火山噴火緊急工事請負契約	平成30年度	80,000千円

地すべり防止工事調査委託契約	平成30年度	8,000千円	
港湾改修費工事請負契約	平成30年度	245,000千円	
港湾施設改良統合補助費工事請負契約	平成30年度	202,300千円	
港湾海岸保全費工事請負契約	平成30年度	175,000千円	
港湾施設改修工事請負契約	平成30年度	72,000千円	
港湾施設改良統合補助工事請負契約	平成30年度	60,000千円	
港湾海岸保全工事請負契約	平成30年度	308,000千円	
港湾整備工事請負契約	平成30年度	49,000千円	
廃棄物埋立施設工事調査委託契約	平成30年度	1,000千円	
港湾維持修繕工事請負契約	平成30年度	65,000千円	
港湾等調査委託契約	平成30年度	10,500千円	
当直用寝具賃借契約	平成30年度	16,486千円	
施設補修工事請負契約	平成30年度	3,000千円	
安全運転管理者講習委託契約	平成30年度	35,569千円	

交通安全施設整備工事請負契約	平成30年度	200,000千円
新潟県奨学金給付契約	平成30年度	124,800千円
江口草玄のすべて(仮称)作品展示・撤収及び運搬業務委託契約	平成30年度	1,881千円

事 項	補 正		前		補 正		後		説 明
	期 間	限 額	度 額	限 額	期 間	限 額	度 額		
2 変 更 県央基幹病院実施設計業務委託契約	平成30年度		125,724千円		平成30年度		161,403千円		

第3表 地方債補正 1 変更										
起債の目的	補		正			前			後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
災害復旧事業費	6,936,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行額が額面金額を下回るときは、それぞれが発行価格差減額を埋めるために必要な金額を加算した金額とする。)		借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	7,270,000				
防災対策事業費	1,748,000			年9パーセント以内		2,381,000		補正前に同じ		
地域機関改修事業費	548,000					652,000				
合 計	287,252,000					288,323,000				

平成29年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成29年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,551千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,095,288千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		13,096,839		13,095,288	千円
	第5項 繰入金	2,038,586	△ 1,551	2,037,035	
歳 入	合 計	13,096,839	△ 1,551	13,095,288	

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	流域下水道事業費		千円 13,079,670	千円 13,078,119	
		第2項 建設費	6,390,768	△ 1,551	6,389,217
歳	出	合計	13,096,839	△ 1,551	13,095,288

平成29年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成29年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 電気事業費用	千円 5,388,746	千円 464	千円 5,388,282
第1項 営業費用	4,817,818	727	4,817,091
第3項 事業外費用	202,017	263	202,280

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 1,004,920	千円 1,004,456

平成29年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成29年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	2,166,380	△ 10,302	2,156,078
第1項 営業費用	2,087,331	△ 10,302	2,077,029

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 384,916	千円 374,614

平成29年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成29年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	1,686,277	718	1,685,559
第1項 営業費用	1,661,767	718	1,661,049

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 67,813	千円 67,095

平成29年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成29年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	73,073,681	205,567	73,279,248
第1項 医療費用	71,174,377	207,189	71,381,566
第2項 医療外費用	1,730,823	△ 1,622	1,729,201

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,833,517千円は、過年度分損益勘定留保資金3,547,009千円及び当年度分損益勘定留保資金286,508千円で補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	13,741,343	△ 1,701	13,739,642
第1項 建設改良費	7,901,272	△ 1,701	7,899,571

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	千円 38,051,209	千円 38,255,075

平成29年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成29年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県設 中央基幹病院委託 施設実契約	平成30年度	千円 125,724	平成30年度	千円 161,403

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、複写サービスについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年1月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

複写サービス 電子複写機 3台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年2月28日（水）

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、応札仕様書を提出し受理されていること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年1月23日（火）午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年1月29日（月）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付

すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3(2)で交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

教育委員会規則

新潟県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月9日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第1号

新潟県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと <p>要配慮個人情報を収集する根拠</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-top: 10px;"> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div>	<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>内心</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>信教 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種・民族 <input type="checkbox"/>犯罪歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>当該個人情報を収集する根拠</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-top: 10px;"> <p>心身の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>障害の状態 <input type="checkbox"/> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。